

2024年4月15日(月) HP公開以降の更新履歴

更新月日	設置ファイル名	更新ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
2024/5/14	公募要領(二次公募) <個人申請編>	P40	3. 交付要件 3-2. ZEH+の交付要件 (5) ZEH+の選択要件	⑥ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により充電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)(以下「EV」という。)に充電することを可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。	⑥ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により 充電 した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)(以下「EV」という。)に充電することを可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。
2024/5/14	公募要領(二次公募) <法人申請編>	P41	3. 交付要件 3-2. ZEH+の交付要件 (4) ZEH+の選択要件	⑥ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により充電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)(以下「EV」という。)に充電することを可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。	⑥ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備 太陽光発電設備等により 充電 した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)(以下「EV」という。)に充電することを可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。